

社会福祉法人朝霞地区福祉会
介護等処遇改善手当支給規程

平成21年12月1日

(総則)

第1条 介護報酬における介護職員処遇改善加算及び障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を活用して、社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「福祉会」という。）が、介護職員等の処遇改善を行うため実施する特別介護等処遇改善手当（以下「処遇改善手当」という。）の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 常勤職員

職員給与規程が適用される職員

(2) 臨時職員等

臨時職員及び再雇用職員

(3) 直接処遇を行う職員

次に掲げる職員

ア みつばすみれ学園 支援担当職員

イ すずらん 支援担当職員

ウ 朝光苑 施設サービス部職員(栄養担当を除く)及び在宅サポート部サービスセンター担当職員

(処遇改善手当基準額)

第3条 処遇改善手当基準額は、別表のとおりとする。

(処遇改善手当の支給額等)

第4条 常勤職員のうち、直接処遇を行う職員の処遇改善手当の支給額は、原則として別表1の処遇改善手当基準額から、前年度及び当該年度の昇給によって得られた給料の月額及びこれに対する地域手当の月額増加分を減じて得た額とする。

2 臨時職員等のうち直接処遇を行う職員の処遇改善手当の支給額は、別表2の処遇改善手当基準額に1か月の実労働時間を乗じて得た額とする。ただし、処遇改善手当額は、処遇改善手当基準額を基に処遇改善加算の額の範囲で支給する。

3 常勤職員が、休暇、休職、欠勤等の理由により月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しないときは、当該月の処遇改善手当は支給しない。

4 臨時職員等の実労働時間数の計算期間は、月の初日から末日までとし、当該月分を翌月の支給日に支給する。

5 職務の級が5級以上の職員であるときは、処遇改善手当を支給しない。

(処遇改善加算との関係)

第5条 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬における改定等により、処遇改善加算の額に大幅な変更が生じるときは、処遇改善手当基準額を見直すものとする。

(処遇改善手当の支給日)

第6条 給与規程第6条第1項を準用する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行し、平成24年3月31日にその効力を失う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から1年延長し、平成25年3月31日にその効力を失う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年4月1日施行の附則は、平成24年5月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月25日から施行し、同年6月1日から適用する。

(平成29年6月から平成30年3月に常勤職員に支給する処遇改善手当の措置)

- 2 平成29年6月から平成30年3月については、別表1の処遇改善手当基準額から、当該年度の昇給によって得られた給料の月額及びこれに対する地域手当の月額増加分を減じて得た額とする。

別表1

常勤職員特別介護等処遇改善手当基準額

施 設 区 分	処遇改善手当基準額
みつばすみれ学園 すずらん 朝光苑	37,000円

別表 2

臨時職員等特別介護等処遇改善手当基準額

施 設 区 分	処遇改善手当基準額
みつばすみれ学園 すずらん	1時間につき 80円 (看護職員は70円)
朝光苑	1時間につき 150円 (看護職員は130円)